

令和6年12月期の期末・勤勉手当の支給について

12月10日(火)に次のとおり支給されます。

1. 一般職

○12月期の期末・勤勉手当の一人当たりの平均支給額は**85万3千円**

○昨年12月期の平均支給額(82万円)と比べると、**約4%(3万3千円)の増**

○令和6年12月期の期末・勤勉手当の支給月数は2.25月で、昨年12月期と比べ**0.025月の増**

※ 令和6年人事委員会勧告に基づく条例改正により年間支給月数は昨年度と比べ0.1月分の増

(1) 支給月数

区 分	6 月 期	1 2 月 期	合 計
今年度	2.15月	2.25月 ※1	4.40月
前年度	2.075月	2.225月 ※2	4.30月
増 減	0.075月	0.025月	0.10月

※1 今年度12月期の支給月数2.25月(R6条例改正前2.15月+0.1月)の内訳は 期末手当1.225月+勤勉手当1.025月

※2 前年度12月期の支給月数2.225月(R5条例改正前2.075月+0.15月)の内訳は 期末手当1.225月+勤勉手当1.000月

(2) 支給状況

一般職全体

区 分	支給人員	支給総額	一人当たり平均支給額	平均年齢
今年度	13,772人	11,743,315千円	853千円/人	43.6歳
前年度	13,816人	11,330,759千円	820千円/人	43.6歳
増 減	▲44人	412,556千円	33千円/人	0.0歳

2. 特別職

(1) 支給月数

区 分	6 月 期	1 2 月 期	合 計
今年度	1. 65月	1. 75月 ※1	3. 40月
前年度	1. 60月	1. 70月 ※2	3. 30月
増 減	0. 05月	0. 05月	0. 10月

※ 1 R6条例改正前1. 65月+0. 10月

※ 2 R5条例改正前1. 60月+0. 10月

※ 特別職には、勤勉手当は支給されず、期末手当のみ支給されます。

(2) 支給状況

職 名	特例減額率 (※ 1)	今年度(R6) 支給額 (※ 2) (A)	前年度(R5) 支給額 (※ 3) (B)	差 額 (A-B)
知 事	10%	2, 923, 200円	2, 750, 940円	172, 260円
副 知 事	8%	2, 334, 500円	2, 199, 766円	134, 734円
教 育 長	6%	1, 908, 200円	1, 795, 752円	112, 448円
代表監査委員	6%	1, 598, 117円	1, 506, 115円	92, 002円
病院事業管理者	6%	2, 766, 890円	2, 607, 199円	159, 691円
議 長		2, 461, 375円	2, 317, 100円	144, 275円
副 議 長		2, 156, 875円	2, 021, 300円	135, 575円
議 員 (1人当たり)		2, 004, 625円	1, 873, 400円	131, 225円

※ 1 知事、副知事、教育長、代表監査委員、病院事業管理者（以下「知事等」という。）については、給与の特例減額を行っています。

※ 2 島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、令和6年8月から給料の月額等の増額改定をしています。

※ 3 知事等の令和5年12月期は、特例減額のほか、給与の特例減額条例の適用期間が4月29日までとなっており、その後、7月13日から特例減額を再開しているため、4月30日から7月12日までの給料月額及び6月期末手当についても特例減額があったものとなるように、12月期末手当において減額調整をしています。上記の前年度（R5）支給額は、特例減額のみが反映されており、減額調整は反映されていません（減額調整がない場合に本来12月期末手当として支給される金額を記載しています）。